

I 令和7年度就学援助制度の実施について																																					
1. 就学援助制度の周知方法																																					
都道府県			(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)										(2) (1) のコの内容					(3) 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(4) (3) のオの内容・補足事項														
			ア、教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ、自治体の広報誌等に制度掲載	ウ、就学援助制度の周知用パンフレットを配布	エ、就学援助制度の周知用パンフレットを配布	オ、学校等に就学援助制度の周知用パンフレットを配布	カ、入学時に就学援助制度の周知用パンフレットを配布	キ、毎年度の進級時、就学援助制度の周知用パンフレットを配布	ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ、教育委員会から児童生徒の世帯へ案内を送付	コ、その他																									
			26	27	28	29	30	31	32	33	34	35						36	37	38	39	40															
			35	35	22	14	13	13	27	14	25	3	2	6	6	0	0	33	0	2	2	26	4	5	0	0	0	0	1	1	20	0	8	11	0	5	5
山形県	山形市		○	○	○			○			○						○							○								○	○				
山形県	米沢市		○				○										○					○										○					
山形県	鶴岡市		○	○	○	○				○	○		○	各学校面談時、放課後児童クラブ申請時に個別案内しているほか、在校生保護者には11月、転入生へは随時案内					○	申請月の翌月1日に認定。新入学児童生徒は別に申請締切を設定。令和5年度より在校生、転校生は入学式前までは申請月1日通知認定としている	○												○	新入学は理解しやすいQ&A式のチラシで制度周知			
山形県	酒田市		○					○			○	○					○					○								○		○					
山形県	新庄市		○					○	○	○							○					○								○							
山形県	東河江市		○	○			○			○							○					○									○						
山形県	上山市		○	○			○	○	○	○	○						○					○									○						
山形県	村山市		○	○	○			○			○																										

		Ⅰ 令和7年度就学援助制度の実施について																																					
		1. 就学援助制度の周知方法																																					
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)										(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間 (あてはまるもの1つに○)						(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)										(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)											
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の冊子に制度掲載又は就学案内の冊子とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時、就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他	(2) (1) のコの内容						ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校にもしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校にもしくは教育委員会に提出	キ. 就学援助システムを併用して提出	ク. その他	(6) (5) のクの内容					ア. 目に付きやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年商所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年商所得の目安額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. 外国語の申請書を作成	コ. その他	(8) (7) のカの内容	
山形県	山形県 郡市区町村	35	35	22	14	13	13	27	14	25	3	2	6	6	0	0	33	0	2	2	26	4	5	0	0	0	0	1	1	20	0	8	11	0	5	5			
山形県	山辺町					○				○								○												○									
山形県	中山町		○	○			○			○								○												○									
山形県	河北町		○				○				○	○						○															○	○					
山形県	西川町		○		○	○	○	○	○	○								○												○			○						
山形県	朝日町					○	○		○	○								○																○					
山形県	大江町			○			○	○	○	○								○															○	○					
山形県	大石田町			○	○		○	○	○	○									○		○													○					
山形県	金山町		○																																				

		Ⅰ 令和7年度就学援助制度の実施について																																
		1. 就学援助制度の周知方法																																
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)										(3) 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)						(5) 就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)										(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)						
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の冊子に制度掲載又は就学案内の冊子とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時・就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒へ家庭内を送付	コ. その他	(2) (1) のコの内容						(4) (3) のオの内容・補足事項										(6) (5) のクの内容					(8) (7) のカの内容	
		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の希望が学校から学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. 就学援助システムを駆使して提出	ク. 就学他	コ. その他	(2) (1) のコの内容						(4) (3) のオの内容・補足事項										(6) (5) のクの内容					(8) (7) のカの内容		
山形県 郡山市 郡山町	山形県 郡山市 郡山町	22	14	13	13	27	14	25	3	2	6	6	0	0	33	0	2	2	26	4	5	0	0	0	0	1	1	20	0	8	11	0	5	5
山形県 戸沢村	山形県 戸沢村					○								○					○										○					
山形県 高島町	山形県 高島町	○				○		○						○					○	○									○					
山形県 川西町	山形県 川西町	○		○	○	○	○	○						○					○										○					
山形県 小国町	山形県 小国町			○		○		○						○					○										○					
山形県 白鷹町	山形県 白鷹町		○	○										○					○										○					
山形県 飯豊町	山形県 飯豊町	○				○	○	○						○						○									○					
山形県 三川町	山形県 三川町	○	○																															

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																															
		令和7年7月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																															
		<小学校>（1）実施・検討状況について		<小学校>（2）（1）の力の内容		<小学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期					<小学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期 （複数回支給している場合は最初の時期）								<小学校>（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の子に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）								<小学校>（6）（5）のこの内容		<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期		<小学校>（8）（1）でウと回答した場合の理由 （あてはまるもの全てに○）					<小学校>（9）（8）の工及びオの内容													
		ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ、入学前支給を行わず、現在検討していない	エ、そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他					ア、8月以前	イ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬（入学式前）	ア、教育委員会のウェブサイト掲載	イ、自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ、就学案内の巻頭に記載又は就学案内の巻頭ととも配布	エ、就学時健康診断の際に案内を配布	オ、学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ、市内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ、市内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ、小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付			ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正など内部手続等に時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など事務業務量が増えるから	エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他													
35	35	28	1	6	0	0	0	0		28	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9	17	0	10	7	8	12	11	8	2	0	4	1	1		0		2	0	3	2	1	3		
山形県	山形市	○								○									○		○	○	○				○	○	○																				
山形県	米沢市	○								○														○																									
山形県	鶴岡市	○								○								○						○																									

